



熊本県公報

号外 第 4 1 号
令和 7 年(2025 年)
9 月 1 日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示第 6 3 1 号の 2

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和 7 年(2 0 2 5 年)9 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年(2 0 2 5 年)9 月 1 日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字宮園 2 5 番 1 地先から 同所 2 5 番 1 地先まで	337.0	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和 7 年(2 0 2 5 年)9 月 1 日